

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年3月15日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（9）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

（1）県道〇〇〇〇線のバイパス事業の〇〇工区において、次のような事情がある中でなぜ県が工事を発注できたか、次のa、bの問題を含め情報公開願いたい。

a 県は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇市に計画協議の申出を行ったが、平成30年7月に西日本豪雨が発生した関係で令和2年3月12日現在〇〇市と協議が整っていない。

b 平成〇年〇月〇日地元説明会でも地区要望が出ている。

c この事業の〇〇側はいまだ計画策定中である。

（2）〇〇工区において交差点が約3m上がる箇所があるが、県から当該箇所と同様の施工箇所として開示された文書に示された箇所が、同様の施工箇所と判断できる資料を情報公開願いたい。

（3）〇〇工区の8%勾配の、直線に近い緩やかな片側カーブの設計について聞いたところ、土量の切り盛りの関係で今の設計ができたのだろう（令和2年〇月〇日協議）とのことであったが、〇〇側は当初計画（〇〇案）が廃案となって現在新しい計画を策定中と聞いている。

よって、土の切り盛りの関係での現計画は破綻していると思われるが、〇〇側の新計画と〇〇側の30年前の計画の整合性について情報開示願いたい。

（4）手元には〇〇工区側の図面しかないが、〇〇県民局が言う切土・盛土同量について当時の全体計画から情報公開願いたい。

（5）〇〇川の橋梁が現行より1m上がるようだが、流量計算等を含め、1m上げなければならない理由について情報公開願いたい。

（6）平成〇年〇月〇日に〇〇公民館での説明に使用した道路計画資料を開示願いたい。

（7）〇〇から〇〇までの縦断図・平面図を情報公開願いたい。（地権者情報は不要である。）

（8）〇〇から〇〇までの計画県道と既存市道・県道との交差計画を情報開示願いたい。

（9）〇〇工区の〇〇の場所にある里道又は市道と県道との交差計画について情報開示願いたい。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の（1）から（9）までに列挙

する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和2年3月26日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 平成〇年〇月〇日契約工事を発注した理由
- (2) 交差点部の嵩上げ事例に関する資料
- (3) 〇〇側新計画と〇〇側30年前の計画の土量配分の整合性に関する文書
- (4) 切盛土量に関する当時(30年前)の全体計画に関する文書
- (5) 〇〇川周辺の道路計画高が現況より1m上がる理由
- (6) 平成〇年〇月〇日〇〇公民館で説明に使用された道路計画資料
- (7) 〇〇～〇〇の縦断図、平面図
- (8) 〇〇～〇〇の計画県道と既存市道・県道との交差計画
- (9) 里道又は市道と県道の交差計画

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

非開示部分	非開示理由
上記2(1)の全て	<p>請求のあった公文書は作成していないため存在しない。 (備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <p><発注に至った経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当工事は市の管理物件を改良しないため市との計画協議の対象外となる。 ・現道高までの盛土につき要望に対して計画変更を行った場合でも手戻りは生じない。 ・当工事は〇〇側計画の検討による手戻りは生じない箇所で行うため。
上記2(3)の全て	<p>請求のあった公文書は作成していないため存在しない。 (備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残工区の範囲は用地・地元意見等で発生しており、土量配分に関する検討が実施できないため。
上記2(4)の全て	<p>請求のあった公文書は作成していないため存在しない。 (備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年前の設計報告書は廃棄により存在していない。
上記2(6)の全て	<p>条例第7条第6号に該当 (備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

上記 2 (7) の全て	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 (備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とするが、概略的な全体図を開示する。
上記 2 (8) の全て	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 (備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
上記 2 (9) の全て	<p>(備考欄において次のように補足が行われている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 6 月 17 日に提供した図面に図示されている。 <p>なお、道路計画高から現里道と同程度の高さに取付けを行う計画としている。</p>

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 2 年 6 月 24 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第 17 条の規定により、令和 2 年 9 月 4 日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示部分の開示決定を求める。公文書が存在していない等はありません。文書は存在するはずである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月〇日契約工事を発注した理由

平成〇年〇月〇日付けで県から〇〇市に計画協議を申し入れているが、市によるこの協議は整っていないと認識しているとのことである。また、市は、〇〇工区については詰めた協議を行っておらず、地元において問題があれば発注しないと認識していた。

一方、平成〇年〇月〇日の地元協議においてもこの事業について詳細に知る者はなく、種々地元要望が出された。

地元の要望に答えず、市と誠実な協議を行わない中で、工事を発注する不誠実な行政であり、発注にはよほどの理由があったと思われるので、必ず文書はあると考える。

平成〇年〇月〇日の協議報告書の「今後の方針」の項目を見ると、地元のために発注を急いだのではなく、事業目的等の変更（議会発言等）により発注を急いだように感じられる。平成〇年〇月〇日に県議・市議への報告が行われているようだ。情報公開願いたい。

県としては〇〇川のボックス（注：箱型の簡易橋梁）工事から入りたい、との記載が協議録にある。地元は、道路の高さを下げてほしいと要望しているが、県は市・地元との協議が整っていない段階で、道路の高さを事実上決定することとなる橋梁工事が行いたかったようだが、出水期に入ったため、市道との接合部の嵩上げ工事を先行した。このような段階で工事を急いでいるので、急ぐ理由を記載した文書はあるのではないかと思った。「このような状況だから、〇〇地区の工事を急ぎたい」ということが書かれた文書があれば、それを開示してほしい。

かなり無理をして急いだ工事だ。片側の計画が策定中の時点で、急いで施工する事情があったのではないだろうか。非開示との結果は信じられない。

(2) 交差点部の嵩上げ事例に関する資料

実施機関が同様の施工箇所として開示した事例は、道路幅員、勾配とも、似ても似つかないので、〇〇地区の事例に近い事例を開示願いたい。

開示された事例は、自家用車が通れないような細い道路で、途中の1戸の住民しか使わないような事例であり、類似事例とは言えない。

平坦な直線道路の途中を3 mほど嵩上げして小山を作った事例があるのなら、開示願いたい。

(3) 〇〇側新計画と〇〇側30年前の計画の土量配分の整合性に関する文書

平成元年度に設計コンサルタントが当初計画を作成するために行った協議記録簿に該当の記述があるはずである。〇〇側については当初計画を策定したコンサルタントの協議録に土量についての検討の記述があるはずである。これらの文書の開示を求める。

〇〇側は〇〇で降りる計画となっていたが、その計画がなくなったので従前の土量配分とは異なる結果となっているはずだ。その整合性に関する文書を求めたものである。

全体延長のトータルでこのような設計としたのではないか。〇〇側に必要な土量は膨大だ。

(4) 切盛土量に関する当時（30年前）の全体計画に関する文書

おおむね（3）に同じ。

(5) 〇〇川周辺の道路計画高が現況より1 m上がる理由

計画高水流量の算定において、気象観測所を「〇〇」としているが、〇〇地区は〇〇より雨量が少なく、〇〇の流量で計画されたい。

(6) 平成〇年〇月〇日に〇〇公民館での説明に使用された道路計画資料

平成〇年〇月〇日の〇〇市との協議において県は「〇〇・〇〇両工区で詳細設計は完了していること。道路センターの変更は今後一切ないこと。」「図面を見たところそれほどおかしいところは無いと思う。」と発言している。

このことから、開示できる道路計画資料はあるはずである。

〇〇と〇〇は一体のバイパス事業であり、〇〇の住民として、〇〇側の計画について知らされるべきである。

出せない部分は黒塗りで結構なので、出せる部分は出してほしい。一部をマスキングして開示されれば、何かあるということはわかるので、それを基に議論ができる。

設計が全て固まって開示されたのでは修正もできない。基本的な部分だけは出してもらってよいのではないか。

平成25、26年に完成している詳細設計を開示すると、何が混乱するのか。平成26年に完成した設計は、地元で提示しているはずだ。

県道や市道の計画の開示を求めているだけであり、それが地権者を惑わせるという主張は信じられない。

(7) 〇〇～〇〇の縦断図、平面図

この県道は〇〇側・〇〇側の両方で一本の道路である。

〇〇の住民に〇〇側についての情報が分からなければ、道路計画に理解は得られないと思われる。

平成〇年に〇〇側に説明されて1年以上が経過している。

詳細設計が完了しているのに一切の計画（図面）が開示されないのはおかしい。

以上により、条例第7条第6号に該当しないので開示すべきである。

(8) 〇〇～〇〇の計画県道と既存市道・県道との交差計画

上記（7）に同じ。

(9) 里道又は市道と県道との交差計画

「No.〇」はもらっておらず、開示願いたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月〇日契約工事を発注した理由

対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

当該工事は、毎年道路予定地の適正管理として発注している除草業務の範囲縮小を図るために発注した。

当該工事と地元要望及び〇〇市協議の関連についてだが、当工事の発注内容は、地元要望や〇〇市協議による道路計画の修正が発生した場合でも、影響がないものであったため、協議途中ではあるが、施工している。また、事前に工事内容を地元関係者に説明している。

平成〇年〇月の市との協議は、計画が完成形に仕上がったときに市道と県道がど

うつながるかという協議であった。平成〇年〇月〇日契約の工事は、その中での部分的なものである。

(2) 交差点部の嵩上げ事例に関する資料

対象となる公文書は、開示請求書記載の「同工区において交差点が約3m上がる」及び「同様な施行箇所と判断できる資料」という表現から、県道〇〇〇〇線の〇〇工区における道路改築計画と同規模の道路改築計画であることが分かる公文書と判断した。

したがって、現道から約3m高い位置に交差点が整備され、また、同規模の縦断勾配で交差点に接続する道路改築計画であることがわかる公文書を特定し、開示したものである。

事例の特定作業に先立って請求人に趣旨を確認したところ、条件が全て合致していなくてもかまわない、類似する箇所でよいとのことであった。

審査請求人が反論書において主張する現道幅や沿線状況の相違についてだが、開示箇所の現道は、幅に違いはあるものの、〇〇工区と同様の一車線道路であり、改築計画上は類似と判断される。

なお、沿線にある家屋数の相違については、道路改築計画と全く関係がないものである。

(3) 〇〇側新計画と〇〇側30年前の計画の土量配分の整合性に関する文書

対象となる公文書は作成しておらず保有していないため非開示決定を行った。

残土処理の量が多ければ事業費が上がるので、大きい事業であれば全体計画の中で発生量と盛土量のバランスがとれるよう、全体計画作成の際に参考程度に作成するが、〇〇工区の単体では、土量配分計画は作成していない。

〇〇地区については、この道路計画の未完成部分の更にその一部である。土量は全体計画で検討するものなので、そのわずかな区間だけで検討するのが現実的ではない、という事情がある。

元々は既に供用開始している場所も含めて検討していたが、残工事区間に限定すれば切土量の方が多く、切盛りのバランスはほぼ取れない。

(4) 切盛土量に関する当時（30年前）の全体計画に関する文書

おおむね（3）に同じ。

(5) 〇〇川周辺の道路計画高が現況より1m上がる理由

対象となる公文書は、保存年限の経過による廃棄を行ったことにより保有していないため非開示決定を行った。

(6) 平成〇年〇月〇日に〇〇公民館での説明に使用された道路計画資料

審査請求書において、計画高水流量の算定において気象観測所の箇所を〇〇ではなく〇〇の雨量で計画されたいと主張されていることについては、原処分の当否を審査する本件審査請求において、主張することはできないものとする。

(7) 〇〇～〇〇の縦断図、平面図及び同区間の計画県道と既存市道・県道との交差計画

請求のあった公文書は、設計計画の修正作業の途中であることから、公にすることにより関係する地権者へ不当に混乱を生じさせるおそれがある情報が記録されて

おり、今後の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示決定を行った。

「事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」についてだが、〇〇地区は一切の用地買収及び物件補償が完了していない。非開示決定を行った図面には、今後、交渉対象となる買収用地及び補償物件の特定につながる、家屋や土地等と新設道路の位置関係等の情報が記載されている。また、設計計画の修正作業の途中であるため、買収対象となる用地範囲が確定していない。

地形を見れば位置が分かるので、図面については、マスキングを施して一部を開示することは困難である。

(8) 里道又は市道と県道との交差計画

対象となる公文書について、県道〇〇〇〇線と里道又は市道との交差点計画が分かる文書と判断した。

里道又は市道との交差計画としてとりまとめた文書は、作成しておらず保有していないため非開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書において「No.〇はもらっていない」と主張しているが、原処分に添付の別紙一覧表上の備考欄における「平成30年6月17日に提供した図面に図示されている。」のとおりである。「提供した図面」とは、公文書開示請求によるものではなく地元説明会の資料として提供した〇〇工区の計画平面図を指している。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1(1)から(9)までに列挙する公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団

体、地方独立行政法人又は土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 略

3 「不存在」との説明の妥当性について

(1) 平成〇年〇月〇日契約工事を発注した理由

平成〇年〇月〇日契約工事を発注した理由について、審査請求人は、県が急ぎ発注を行った工事であるため、発注を急いだ理由についての文書は存在するはずである旨を主張している。

実施機関は、決定通知書において作成していないため存在しないと主張しているが、事業の実施に当たっては、起案書において実施理由が述べられるのが一般的であるため、審査会の職権において実施機関から事業の実施に係る起案書である「起工伺」を徴し、確認したところ、理由に当たる部分には「道路改築計画に基づき」と記載されていた。実施機関の説明によると、ここでいう「道路改築計画」とは、バイパスの整備計画を意味し、審査請求人が求める趣旨が記載されていないため文書の特定は行わなかったということであった。

本件処分の通知書においては、当該工事は市の管理物件を改良するものではないため市との計画協議の対象外であり、かつ今後計画の変更があっても手戻り工事が生じない範囲で実施した旨も記載されており、これらの事情や、他に特別の理由が存在したことを伺わせる事情が存しないことを踏まえれば、請求に係る文書は作成していないとの実施機関の判断に関しては、不合理であるとはいえない。

(2) 〇〇側新計画と〇〇側30年前の計画の土量配分の整合性に関する文書及び切盛土量に関する当時（30年前）の全体計画に関する文書

審査請求人は、道路計画の切土量・盛土量の均衡についての文書を請求しており、実施機関は、全体計画の際には土量配分を計画したが廃棄により存在しておらず、現在の残工区に限定した土量配分に関する計画は作成していないと説明している。

請求対象文書に係る工事において、一方の区間は一部供用しているのに対して他方の区間は未着手であり、このような事情の下にあるこの案件では、改めて残工区の土量を計算していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

4 文書の特定の妥当性について

交差点部の嵩上げ事例に関する資料について、実施機関は、先行する開示請求に対する処分において、現道との高低差や接続道路の縦断勾配の点で類似すると判断した

工事箇所を平面図及び横断図を開示したと説明しているが、審査請求人は、開示文書において示された事例よりも〇〇地区の事例に近い事例の開示を求める旨を主張している。

本件の開示請求において審査請求人が求めた文書は、先行する開示請求において開示された文書が示す工事箇所が、審査請求人が指定する特定の工事箇所と類似することを示す文書であるが、実施機関が開示した文書においては、類似するとの判断の根拠となった現道との高低差や、接続道路の縦断勾配が表示されており、開示請求書に表示された開示請求者の意思に沿って文書が特定されていることが認められる。

審査請求人が、特定の工事により近い事例の開示を求めている点については、開示請求書の記載に照らせば新たに公文書の開示を求めるものであると認められ、審査請求における主張としては失当である。

5 条例第7条第6号該当性について

平成〇年〇月〇日に〇〇公民館での説明に使用された道路計画資料、〇〇～〇〇の縦断図及び平面図並びに同区間の計画県道と既存市道・県道との交差計画の項目において特定されるべき文書は、本件と同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号において審査会が条例第7条第6号の該当性を肯定した文書に含まれるもの又は当該文書に修正を施したものであると認められる。

当該答申に係る案件と本件を比較して、時間の経過に伴い判断の根拠となる要素に変動があったことを示すものは見いだせず、また、審査結果を左右し得るこのほかの新たな事実の提示及び主張も存在しないため、当該文書に関する条例第7条第6号の該当性を肯定する審査会の判断は維持すべきものと認められる。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査請求書において「里道又は市道と県道との交差計画」が請求項目に含まれている点については、審査請求人から、当該項目を請求から除外する旨の意思表示があったため、審査会としては判断しない。

7 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 9 月 4 日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 9 月 28 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年 10 月 19 日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 11 月 20 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和2年 12 月 18 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年 1 月 22 日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和3年 2 月 4 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員 審査会第1回で審議
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員 審査会第2回から審議
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。